

公立大学法人名桜大学共同研究講座及び共同研究部門規程

(令和8年2月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人名桜大学（以下「本法人」という。）における共同研究講座及び共同研究部門（以下「共同研究講座等」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 共同研究講座等は、共通の課題について本法人が設置する名桜大学（以下「本学」という。）と共同して研究を実施しようとする民間等外部の機関（以下「民間機関等」という。）から受け入れた研究者及び研究費（以下「研究費等」という。）により設置運営し、もって本学における教育研究の進展及び充実に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共同研究講座 本学において行われる教育研究に相当するものを民間機関等と共同で実施する組織で、民間機関等から受け入れた研究費等により当該組織を運営するものをいう。
- (2) 共同研究部門 本学において行われる研究に相当するものを民間機関等と共同で実施するために設置される単位をいうもので、民間機関等から受け入れた研究費等により運営するものをいう。
- (3) 部局 各学部、各研究科及び各研究所その他の教育研究組織のほか、理事長が共同研究講座等の設置及び管理運営に相当と認めた学長直轄又は全学組織をいう。
- (4) 部局長 前号に規定する部局の長又は理事長が別に指名する者をいう。
- (5) 共同研究講座等担当教員 共同研究講座等に関し本法人を代表し、研究計画の取りまとめを行うとともに、研究の推進に関し責任を持つ、第3号に規定する部局に所属する教員をいう。また、当該教員は、共同研究講座等の設置申請に際しては、共同研究申込者と連携し、申請手続きを行うものとする。
- (6) 共同研究講座等申込者 共同研究講座等の設置を本法人に申込む民間機関等の代表者をいう。

(名称)

第4条 共同研究講座等には、当該共同研究講座等における教育研究の内容を示す名称を付するものとする。

- 2 民間機関等からの申出があったときは、共同研究講座等の名称には、民間機関等の名称が明らかとなるような字句を付することができるものとする。

(設置の申請等)

第5条 共同研究講座等申込者は、共同研究講座等担当教員と共同研究講座等の実施に係る協議を行った上で、理事長にその設置を申込みものとする。

2 共同研究講座等申込者は、当該申込みに当たっては、次に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 共同研究講座等申込書（別記様式第1号）

(2) 共同研究講座等の概要（別記様式第2号）

3 共同研究講座等担当教員は、当該申込みが本学の教育研究の進展及び充実に資すると認めるものであるときは、理事長にその設置を申請（別記様式第3号）するものとする。

4 共同研究講座等担当教員は、個別事項について、必要に応じて部局長の意見を付すことができるものとする。

5 理事長は、前項の規定による申請があったときは、学長に審査を指示するものとする。

6 学長は、前項の規定による指示を受けて、研究推進委員会に付議し、その審査を行わせるものとする。

7 学長は、前項の審査結果を踏まえ、教育研究審議会に付議し、当該共同研究講座等の設置の可否を審議させるものとする。

8 前2項の審査等において、当該部局長に意見を求めることができるものとする。
（設置の決定等）

第6条 教育研究審議会は、前条第7項の規定により、共同研究講座等の設置が適当かどうかを審議する。

2 学長は、前項の審議結果を受けて当該設置を決定したときは、その旨を理事長に報告するものとする。

3 理事長は、前項の報告に基づき、共同研究講座等設置決定通知書（別紙様式第4号）により、共同研究講座等申込者に通知するものとする。
（契約の締結）

第7条 理事長は、前条第2項及び第12条の決定に基づき、民間機関等を相手方とする共同研究講座等の設置の契約を締結し、共同研究講座等の受入れのための手続を行うものとする。

（契約書）

第8条 前条の規定により共同研究講座等の設置の契約を締結する契約書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 共同研究講座等の名称

(2) 共同研究講座等の目的及び内容

(3) 共同研究講座等の分担に関する事項

(4) 共同研究講座等の設置部局・設置場所

(5) 共同研究講座等の設置期間

(6) 共同研究講座等に必要な経費に関する事項

- (7) 共同研究講座等に係る研究経費の本学への納入に関する事項
 - (8) 共同研究講座等によって取得した設備の権利の帰属に関する事項
 - (9) 共同研究講座等に係る施設等の使用に関する事項
 - (10) 知的財産、個人情報等の秘密の保持に関する事項
 - (11) 研究成果の取扱いに関する事項
 - (12) 研究成果の帰属に関する事項
 - (13) 知的財産権の取扱いに関する事項
 - (14) 共同研究講座等に係る契約の変更及び解除に関する事項
 - (15) その他共同研究講座等に関し必要な事項
- (共同研究講座等の管理運営)

第9条 共同研究講座等の管理運営は、当該講座等に係る共同研究講座等担当教員が行うものとする。

- 2 共同研究講座等担当教員は、当該講座等の教育研究活動及び経理の適正な執行について責任を負い、その遂行及び成果を学長を通じて理事長に報告するものとする。
- (設置期間等)

第10条 共同研究講座等の設置期間は、原則として2年以上5年以下とする。

- 2 前項の設置期間は、更新することができる。この場合において、更新の手続は、設置の例による。
- (構成)

第11条 共同研究講座等は、少なくとも教授又は上級准教授1人及び上級准教授、准教授又は助教1人を単位として構成するものとする。ただし、共同研究講座等個別の状況に鑑み1人とする 것을妨げない。

(共同研究講座等の教員の身分等)

第12条 共同研究講座等の教員の身分等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 専任の教員で共同研究講座等を併任する者
 - (2) 特命教員として雇用する者
- 2 前項第2号の特命教員の審査は、公立大学法人名桜大学特命教員就業規則に基づき行うものとする。
- 3 前項の審査は、研究推進委員会及び教育研究審議会の議を経て、学長が理事長に申請し、理事長がこれを決定する。
- (共同研究講座等以外の職務等)

第13条 特命教員は、所属する共同研究講座等における教育研究に従事するほか、当該教育研究の遂行に支障のない範囲内で、その他の授業又は研究指導を行うことができるものとする。

- 2 共同研究講座等担当教員は、前項に係る教育研究活動及び経理の適正な執行について責任を負うものとする。
- (部局長の関与の範囲)

第14条 部局長は、共同研究講座等の設置及び運営に関し、確認及び意見提出を行う

ことができるが、実務運営、経理処理及び研究遂行の主体とはならない。

(経理等)

第15条 共同研究講座等における教育研究の実施に必要な経費(以下「共同研究講座等受入経費」という。)は、当該教育研究を実施する全期間において必要となる額を、本学が一括して受け入れることを原則とする。ただし、共同研究講座等受入経費を複数の年度にわたり継続して受け入れることが確実な場合にあっては、本学の各年度において必要となる額を分割して受け入れることができるものとする。

2 本学は、民間機関等に対し、前項の共同研究講座等受入経費として次に掲げる経費等を負担させるものとする。

(1) 共同研究講座等の実施のために必要となる人件費、謝金、旅費、備品費(設備費含む)、消耗品費等の直接的な経費(以下「直接経費」という。)

(2) 共同研究講座等に係る直接経費以外に必要な経費(以下「間接経費」という。)

3 直接経費の額は、本学と民間機関等との協議により決定するものとする。

4 間接経費の額は、直接経費の100分の30に相当する額とする。

5 本学は、必要に応じ、当該部局が直接経費の一部を負担することができるものとする。

6 共同研究講座等受入経費は、共同研究講座等の契約締結後、公立大学法人名桜大学会計規則第12条に規定する出納責任者の発する請求書により、徴収するものとする。

7 入金された共同研究講座等受入経費は、返還しないものとする。ただし、やむを得ない事情により共同研究講座等を廃止したときは、不用となった額の範囲内において、その全部又は一部を返還することができるものとする。

(内容等の変更)

第16条 共同研究講座等の内容等を変更しようとする場合の手続は、設置の例による。ただし、軽微な変更にあつては、この限りではない。

(報告)

第17条 共同研究講座等担当教員は、共同研究講座等の設置期間等が終了したときは、教育研究成果の概要を取りまとめ、理事長に報告(別記様式第5号)するものとする。

2 理事長は、前項の規定により報告書を受領したときは、当該民間機関等に対し、原則その旨を通知(別記様式第6号)するものとする。

(他の研究機関等との共同研究等)

第18条 本学と共同研究講座等実施民間機関等との合意に基づき、当該民間機関等以外の研究機関等(以下「第三者」という。)と共同研究講座等における研究に関連した共同研究を行い、又は第三者からの受託研究或いは受託事業を行い、若しくは第三者へ研究を委託することができるものとする。

(共同研究取扱規程の準用)

第19条 この規程に定めるもののほか、共同研究講座等における共同研究の取扱いについては、公立大学法人名桜大学共同研究取扱規程を準用する。

(事務)

第 20 条 共同研究講座等の事務は、関係各課と情報共有・連携のもと、地域連携研究推進課において処理する。

(改廃)

第 21 条 この規程の改廃は、研究推進委員会及び教育研究審議会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、令和 8 年 2 月 1 日から適用する。

公立大学法人名桜大学理事長 殿

住所

氏 名

印

(法人にあっては代表者の職・氏名)

記

- 1 共同研究講座等の名称
- 2 共同研究講座等の目的及び内容
- 3 共同研究講座等の設置期間
- 4 共同研究講座等の設置部局・設置場所
- 5 共同研究講座等に要する経費の負担額及び支払方法
- (1) 負担総額 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）
- 内訳 直接経費 円
- 間接経費 円
- (2) 負担の支払い方法
- ☐ 一括払い
- ☐ 分割払いの場合 支払時期及び金額
- | | | | | |
|----|---|---|---|---|
| 令和 | 年 | 月 | 日 | 円 |
| 令和 | 年 | 月 | 日 | 円 |
| 令和 | 年 | 月 | 日 | 円 |
| 令和 | 年 | 月 | 日 | 円 |
| 令和 | 年 | 月 | 日 | 円 |

- 6 共同研究講座等担当教員（所属・職・氏名）
- 7 民間機関等研究担当者（所属・職・氏名）
- 8 民間機関等担当者（所属・職・氏名・電話・E-mail）
- 9 その他

共同研究講座等の概要

- 1 大学名（学部名）
 - 2 共同研究講座等の名称
 - 3 民間機関等名
 - 4 民間機関等の概要
 - 5 共同研究講座等に要する経費の負担額
- (1) 総表

(金額単位：円)

		民間機関等	合計
令和 年度	直接経費		
	間接経費		
	合計		
令和 年度	直接経費		
	間接経費		
	合計		
令和 年度	直接経費		
	間接経費		
	合計		
令和 年度	直接経費		
	間接経費		
	合計		
令和 年度	直接経費		
	間接経費		
	合計		
全期間合計			

(2)

(金額単位：円)

区分		内容					備考
		令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	
直接経費	人件費						
	謝金						
	旅費						
	備品費(設備費含む)						
	消耗品費						
	その他						
	小計						
間接経費							
合計							

6 共同研究講座等の設置期間

7 共同研究講座等の設置部局・設置場所

8 共同研究講座等の目的及び内容

9 共同研究講座等の体制

区分	氏名	所属・職名	本研究における役割
名桜大学			
民間機関等			

※研究代表者に◎印を付すこと。

10 共同研究講座等の教育研究領域の概要（カリキュラムを含む）

11 現有組織の構成状況及びそれらに照らした共同研究講座等設置の必要性

令和 年 月 日

共同研究講座等申請書

公立大学法人名桜大学理事長 殿

共同研究講座等担当教員名

公立大学法人名桜大学共同研究講座及び共同研究部門規程に基づき、下記のとおり共同研究講座等の設置を申請します。

記

- 1 共同研究講座等の名称
- 2 共同研究講座等の目的及び内容
- 3 共同研究講座等担当教員
- 4 共同研究講座等の設置期間
- 5 共同研究講座等の設置部局・設置場所
- 6 共同研究講座等の実施体制

区分	氏名	所属・職名	本研究における役割
名桜大学			
民間機関等			

◎：研究代表者

令和 年 月 日

共同研究講座等設置決定通知書

共同研究講座等申込者 殿

公立大学法人名桜大学理事長

令和 年 月 日付けで設置の申請・申込がありました共同研究講座等について、下記の内容により設置を決定したので通知します。

記

- 1 共同研究講座等の名称
- 2 共同研究講座等の目的及び内容
- 3 共同研究講座等担当教員
- 4 共同研究講座等の設置期間
- 5 共同研究講座等の設置部局・設置場所
- 6 共同研究講座等の実施体制

区分	氏名	所属・職名	本研究における役割
名桜大学			
民間機関等			

◎：研究代表者

令和 年 月 日

共同研究講座等設置期間等終了報告書

公立大学法人名桜大学理事長 殿

共同研究講座等担当教員名

令和 年 月 日付けで契約した共同研究講座等について、下記の内容により
終了しましたので報告します。

記

- 1 共同研究講座等の名称
- 2 共同研究講座等担当教員
- 3 共同研究講座等の設置期間
- 4 共同研究講座等の設置部局・設置場所
- 5 共同研究講座等の実施体制

区分	氏名	所属・職名	本研究における役割
名桜大学			
民間機関等			

◎：研究代表者

- 6 共同研究成果の概要
 (概要のわかる必要な資料(財務関係含む)を添付すること)

別記様式第 6 号（第 17 条関係）

令和 年 月 日

共同研究講座等設置期間等終了通知書

共同研究講座等申込者 殿

公立大学法人名桜大学理事長

令和 年 月 日付けで契約した
に関する共同研究講座等について、当該研究期間等が終了したので、別紙による共同研究講座等設置期間等終了報告書の写しを添えて通知します。